○第一種貯蔵所完成検査申請（一般則、液石則）

根拠法令

・法第２０条　　一般則第３１条
　　液石則第３２条

適　　用

・貯蔵所設置許可又は変更許可を受けた施設について工事が完成した場合

＜完成検査不要の変更工事＞
※貯蔵する高圧ガスのガスが通る部分の取替え又は設置位置の変更の工事であって、貯蔵能力の変更が変更前の貯蔵能力の２０％以内の増減であるもの。
（ただし、耐震設計構造物に係る貯槽は除き、貯槽の取替えを伴うものにあっては、特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものに限る。）

必要書類

１．第一種貯蔵所完成検査申請書（一般則様式第１４、液石則様式第１４）
２．申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）